

成長ベンチャー開発費補助金 募集要項

1. 本事業の概要

(1) 目的

今後も高い成長が期待されるライフサイエンス・エネルギー・IT分野において、事業化に取り組むベンチャーに向け、開発経費の一部を補助することで、当該ベンチャーの成長を促進し、もって成長産業の振興を図る。

(2) 補助上限額

100万円を下限とし、150万円を上限とする（補助率：1／3）

(3) 採択件数

10件程度（予算総額1,500万円の範囲内で採択します）

(4) 募集期間

平成29年5月25日（木）～6月19日（月）

2. 募集分野

【ライフサイエンス分野】

- バイオ関連：創薬、創薬支援、医薬品製造技術、再生医療、幹細胞関連、機能性食品、化粧品等
- 医療機器等：医療機器（構成部材の開発を含む）、検査・分析機器、介護福祉機器等

【エネルギー分野】

- 創エネルギー：再生可能エネルギーによる発電、水素エネルギー、その他関連技術等
- 省エネルギー：EMS関連機器、電力削減に関わる機械技術等
- 蓄エネルギー：燃料電池、蓄電池、伝送技術等

【IT分野】

- ソフトウェア関連：アプリケーションソフトの開発等
- AI関連：AI技術を活用したソリューションの開発等
- IoT関連：IoTを活用したソリューション等
- ICT関連：情報通信技術を利用したソリューション等

※IT分野については、不特定多数の事業者が活用できる汎用性のあるものの開発を想定していません。

3. 応募要件

- (1) プロジェクト内容に関する要件（ア～オの全てを満たす必要があります）

- ア 神奈川県内に本店を置く、設立後 10 年以内かつ、資本金 3 億円以下の法人。
- イ 補助年度において製品化（※）を達成し、3 年以内に商品化や知財化、大企業との共同開発契約等の成果を見込むものであること。
※製品化：市場動向や技術調査を基に、試作品を改良した製品が完成した状態。
- ウ 申請者が、神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。
- エ 申請者が、地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- オ 申請者が、日本国内に住所を有し、国内法により設立された法人であること。

4. 支援内容や補助対象期間等

- (1) 補助額は 100 万円を下限、150 万円を上限として知事が交付決定した額とします。（申請額の交付を保証するものではなく、審査をふまえて、申請額から減額のうえ交付決定する場合があります。）
- (2) 補助対象期間は、交付決定日から平成 30 年 3 月 15 日（木）までとします。

5. 成果の取り扱い

- (1) 本事業の実施により開発した製品の所有権は、申請者に帰属します。
- (2) 本事業の実施により発生した、特許権や実用新案権、意匠権、商標権またはこれらの権利を受ける権利（以下、「知的財産権等」）は、申請者に帰属します。ただし、次のいずれかに該当する場合は、発注者に当該知的財産権等を譲り渡していただきます。

ア 事業期間終了後、申請者が当該知的財産権等を相当期間において活用せず、かつ発注者が当該知的財産権等の活用を促進するために特に必要があると認める場合に、第三者に無償で当該知的財産権等を使用させることを許諾しない場合

イ 発注者が、災害への緊急対応等、公共の福祉のために第三者にも使用させる必要が特にあると認め、その理由を明示して求めるときに、無償で発注者が当該知的財産権等を使用すること、又は第三者に使用させることを許諾しない場合

6. プロジェクトの選考

- (1) 審査会：6 月下旬（予定）に開催する審査会において、申請内容についての審査を行います。

(2) 審査方法：外部有識者を含む審査会において、申請書面及び申請者のプレゼンテーションの内容に基づき、総合的に審査します。

※応募多数の場合は予備審査を実施し、予備審査の通過者のみが本審査の対象となります。

(3) 審査の視点：＜別紙1＞を参照

○ 本事業では、事業者支援機関(※)から、当該補助金の執行管理や、有効活用に向けたアドバイス等を受ける体制を構築している場合は、審査時に加点を行います。

○ 審査の結果、最低採択基準点に満たないプロジェクトについては、採択件数の合計が10件に達しない場合でも不採択とします。

※事業者支援機関

当該成長分野におけるベンチャー支援の実績のある法人。

(4) 採択結果通知：6月下旬（予定）

7. 補助金の取り扱い

(1) 補助の対象となる経費は、プロジェクトの推進に必要な経費のうち、＜別紙2＞のとおりとします。

(2) 補助金の交付は原則として精算払とします。ただし、遂行状況を確認し知事が必要と認めた場合は、概算払ができます。なお、この場合の交付の限度額は補助金交付決定額の2/3以内とします。

(3) 精算の結果、補助金に残額が生じた場合、又は契約の目的外に補助金を使用した場合は、県が発行する戻入書に基づき、指定する期日までに一括して県に返還する必要があります。

(4) プロジェクトの進捗状況に応じて、補助事業内容の変更や、補助金を減額することがあります。

(5) 採択プロジェクトの内容や、あらかじめ届け出た補助金の使途を変更する（ただし、補助額の20%未満の軽微な変更を除く）ときは、あらかじめ変更承認申請書を知事に提出し、承認を受ける必要があります。

(6) 次のいずれかに該当する場合は、補助事業の廃止もしくは内容を変更し、既に当該廃止及び変更に係る部分に対する補助金が支払われている場合は、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命じます。

ア 本事業に基づく知事の指示に違反した場合

イ 天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに補助事業を完了しないとき又は完了期限までに補助事業を完了する見込みがないとき知事が認めたとき。

ウ 許可、免許、登録、又は各種の資格が必要な補助事業については、その許可等が取消し、又は抹消されたとき。

エ 補助事業者が正当な事由なく廃止及び変更を申し出たとき。

- オ 補助事業の履行に関し、補助事業者並びにその使用人等に不正の行為があったとき。
- カ 前各号に定めるもののほか、補助事業者が本事業に係る要綱等に違反したとき。

8. 成果の報告及び公表等

- (1) 交付決定後に、申請者の名称、採択プロジェクトの名称・概要を公表します。(採択プロジェクトの名称や概要を非公表とすることはできませんが、公表したくない部分がある場合には表現を変更することが可能です。)
- (2) 補助事業期間中、知事の求めに応じて、補助事業の進捗及び補助金の使用状況について中間報告を行っていただく場合があります。また、補助事業完了後、10日以内に実績報告書に、補助事業実施結果報告書及び収支決算書を添付のうえ知事に提出し、知事の指定する職員の検査を受けていただきます。
- (3) 補助事業終了後3年間は、県の必要に応じ商品化や知財化、大企業との共同開発契約等に係る状況報告の提出を求めるとし、当該期間経過後においても、補助事業の成果について県が実施する事業報告会等での発表及び県が作成する成果報告集等への掲載を求める場合があります。この際、補助金を使用して実施した開発内容については、原則公開していただきます。

9. 申請手続

- (1) 募集締切：平成29年6月19日(月) 午後5時15分必着
- (2) 提出方法：持参、郵送又は電子メール
※持参の場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日除く)
- (3) 申請書類：ア～カを各1部提出してください。

- | |
|--|
| ア 申請書(成長ベンチャー開発費補助金交付要綱 第1号様式) |
| イ 成長ベンチャー開発費補助金事業計画書
(成長ベンチャー開発費補助金交付要綱 第1号様式別紙1) |
| ウ 役員等氏名一覧表
(成長ベンチャー開発費補助金交付要綱 第1号様式別紙2) |
| エ 申請日から3か月以内に発行された履歴事項全部証明書(写し) |
| オ 直近2年分の決算書(写し)
※設立2年未満の場合は、経過年分の決算書及び直近月の合計残高試算表 |
| カ 会社概要を示す資料(パンフレット等) |

- (4) 申請書類の提出先

持参、郵送の場合 : 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通 1
神奈川県 産業労働局 産業部 産業振興課
新産業振興グループ 河合あて

電子メールの場合：kousinhan@pref.kanagawa.jp

(ただし、「①申請書」「②事業計画書」は受付不可)

(5) 問合せ先

神奈川県 産業振興課 新産業振興グループ

住所：〒231-8588 横浜市中区日本大通1

電話：045-210-5639 (直)

HP：<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f536659/>

(申請様式も掲載しています)

<別紙1>

審査の視点について

審査項目	審査の視点
① 市場ニーズの把握	市場ニーズを具体的に把握していると共に、それを反映させた開発目標の設定がなされているか。
② 開発した製品の優位性	開発した製品が競合製品等と比較して、性能・価格面等で優位であるか。
③ 事業化計画の信頼性、確実性	製品化達成までの計画が明確化されているか。今後の事業化（商品化）に向けた計画は現実的なものか。
④ 事業化された場合の市場・社会への貢献度（経済的・社会的インパクト）	事業化された場合に、既存の市場に与えるインパクトは大きいのか。または、経済的インパクトは小さくとも、強いニーズがあり、一定の需要が見込めるなど、社会への貢献度が高いと予想されるか。
⑤ 新規性・革新性	ベンチャーが持つ技術内容に新規性があるか、革新的な部分があるか。
⑥ 特許・ノウハウの優位性	ベンチャーが開発製品に関する優位性のある特許やノウハウを保有しているか。

<別紙2>

主な対象経費の一覧

内 容	
調査費・外注費関係	<ul style="list-style-type: none"> ① 特許及び実用新案の調査費用 ② 市場、マーケット調査費用 ③ 技術評価に要する経費 ④ 原材料及び副資材の購入 ⑤ 工具・器具等の購入（5万円未満（税込み）のものに限る。） ⑥ 機械装置等のリース料（リース契約終了後に所有権が移転するものは購入費とみなし、5万円未満（税込）のものに限る。） ⑦ 外注加工費用 ⑧ 資料購入費（5万円未満（税込み）のものに限る。） 等
旅費・人件費関係	<ul style="list-style-type: none"> ① 旅費、交通費（領収書を発行可能なもので、かつ旅行目的が当該補助事業の目的と合致すると判断できるものに限る。） ② 弁護士、公認会計士、弁理士等専門家への謝金 ③ 管理費（<u>事業者支援機関への管理費。補助事業費総額の10%を上限とします。</u>） ④ 人件費（<u>補助事業費総額の20%を上限とします。ただし、IT分野に限り、40%を上限とします。</u>補助事業に従事した分に限り、補助事業に専属でない場合は、従事時間で按分等して算出した額とする。また、雇用契約書、給与明細・賃金台帳、勤務日報等により、補助事業に従事した部分の金額と勤務内容が確認できるものに限る。なお、法人代表者及び役員（監査役含む）本人または当該者と生計を一にする家族にかかる人件費は対象とならない。）

※ 当該契約の締結に要する費用は経費として認められません。

※ 施設賃借料や総務事務にかかる費用など、会社運営全般にかかる費用は対象外。